第九条の次に次の一条を加える。

（資産除去債務に対応する除去費用等の指定等）

第九条の二　環境大臣は、研究所が業務のために保有し又は取得しようとする有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。）に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第十二条の次に次の一条を加える。

（譲渡取引の指定等）

第十二条の二　環境大臣は、研究所が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引により生じた収入の額（以下「譲渡収入金額」という。）と当該財産の帳簿価額とが等しくない場合において、その譲渡取引に係る譲渡利益（譲渡収入金額が当該財産の帳簿価額を超える場合におけるその超える部分をいう。）又は譲渡損失（当該財産の帳簿価額が譲渡収入金額を超える場合におけるその超える部分をいう。）を損益計算書に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第十三条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する重要な財産であって主務省令で定めるもの）に改め、同条中「主務省令で定める重要な財産」を「重要な財産であって主務省令で定めるもの」に改める。

附　則

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○環境省令第二十四号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

環境大臣　松本　龍

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）」を「機構」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条を第一条の二とし、第一条として次の一条を加える。

（独立行政法人通則法第八条第三項に規定する重要な財産であって主務省令で定めるもの）

第一条　独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する重要な財産であって主務省令で定めるものは、同法第四十六条の二第一項又は第二項の認可の申請の日（各項のただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた同法第三十条第一項の中期計画の認可の申請の日）におけるその帳簿価額（現金又は預金である場合にあっては、同法第四十六条の二第一項又は第三十条第一項の認可の申請の日におけるその額）が五十万円以上の財産（その性質上同法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他環境大臣が定める財産とする。

第十三条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（資産除去債務に対応する除去費用等の指定等）

第十三条　環境大臣は、機構が業務のために保有し又は取得しようとする有形固定資産についてその資産除去債務（有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。）に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第十六条の次に次の一条を加える。

（譲渡取引の指定等）

第十六条の二　環境大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引により生じた収入の額（以下「譲渡収入金額」という。）と当該財産の帳簿価額とが等しくない場合において、その譲渡取引に係る譲渡利益（譲渡収入金額が当該財産の帳簿価額を超える場合におけるその超える部分をいう。）又は譲渡損失（当該財産の帳簿価額が譲渡収入金額を超える場合におけるその超える部分をいう。）を損益計算書に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第十八条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する重要な財産であって主務省令で定めるもの）に改め、同条中「の主務省令で定める重要な財産」を「に規定する重要な財産であって主務省令で定めるもの」に改める。

附　則

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第三百六十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人国立公文書館が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣　菅　**直**人

独立行政法人国立公文書館が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）が、内閣総理大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から国立公文書館が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち内閣総理大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　国立公文書館が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○内閣府告示第三百六十七号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人国民生活センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣　菅　**直**人

独立行政法人国民生活センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）が、内閣総理大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）からセンターが当該財産の譲渡に要した費用の額のうち内閣総理大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

附　則

この告示は、平成二十二年十一月二十七日から施行する。